既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（ロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下第三号までにおいて「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）	
イ　市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域	
ロ　首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これに類するものとして政令で定める区域	

第三十七条第一項の表の第二号の下欄中「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」を「土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該個人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置」に、「当該個人の上欄に規定する事業」を「農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた個人（第七号において「認定農業者」という。）又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた個人（同号において「認定就農者」という。）の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三　次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（相続、遺贈又は贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）、建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの	
イ　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区　同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合	
ロ　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域　同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合	
ハ　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域　同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合	

第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「特定資産」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「次に掲げる区域（以下この号において「都市開発区域等」という。）及び誘致区域」を「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同項に規定する過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに同法第二条第一項に規定する過疎地域に該当することとなつた区域その他政令で定める区域を除く。以下この号において「過疎地域」という。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中「都市開発区域等内にある特定資産（上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。）」を「過疎地域内にある特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号及び第六号において同じ。）」に改め、同号を同表の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第九十五条第一項に規定する都市機能誘導区域（以下この号において「都市機能誘導区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	都市機能誘導区域内にある特定資産で、当該都市機能誘導区域内における同項に規定する誘導施設等整備事業に係る同法第九十九条に規定する認定誘導事業計画に記載された同項に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるもの

第三十七条第一項の表の第七号を次のように改める。

七　農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域（以下この号において「農用地区域」という。）内にある土地等	農用地区域内にある土地等で認定農業者又は認定就農者が農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもののうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該認定農業者若しくは認定就農者が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するもの

第三十七条第一項の表の第八号の上欄中「（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）」を「のうち地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として政令で定める地区（以下この号において「危険密集市街地」という。）」に改め、同号の下欄中「当該防災再開発促進地区」を「当該危険密集市街地」に改め、同表の第九号の上欄中「取得が」を「取得を」に改め、同表の第十号の上欄中「同じ。）」の下に「のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの」を加え、同条第三項及び第四項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に改め、同条第十項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第三十七条の四中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に改める。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に改める。

第三十七条の十第一項中「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第一号中「、新株予約権」の下に「（同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第六項第六号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第三十七条の十一第一項中「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第七号中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改め、同項第九号及び第十一号ロ中「六月以内」を「九月以内（外国法人にあつては、十二月以内）」に改め、同項第十四号中「公社債」の下に「（その発行の時において法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当する会社が発行したものを除く。）」を加える。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「以下この条に」を「以下この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項に」に、「を提出して」を「の提出（当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項において同じ。）をして」に改め、同条第五項中「提出された」を「提出がされた」に改め、同条第六項中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「書類をいう」の下に「。第五項において同じ」を加え、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同項の規定による特定口座源泉徴収選択届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出に代えて、当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特定口座源泉徴収選択届出書を提出したものとみなす。